**地区防災計画**

**策定マニュアル**

**令和元年７月**

**酒田市総務部危機管理課**

**目　　次**

**はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１**

**１　地区防災計画作成の基本方針・・・・・・・・・・・・２**

**２　計画作成の進め方と留意事項・・・・・・・・・・・・３**

**３　地区防災計画（案）の作成・・・・・・・・・・・・・６**

**４　計画提案の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・６**

**５　地区防災計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・７**

**６　地区防災計画の作成・運用に係る市の支援・・・・・・７**

**様式　地区防災計画提案書・・・・・・・・・・・・・・・９**

**地区防災計画作成マニュアル参考資料 地区防災計画（一例）・・・１０**

**はじめに**

　平成７年１月１７日に発生した阪神・淡路大震災では、発災直後の救助活動やその後の避難所運営等に地区住民が大きな役割を果たし、地域の絆の大切さや地域における自助・共助の重要性が認識される契機となりました。

　また、平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災では、自治体そのものが甚大な被害を受け、被災者の救済・支援活動が十分に行なわれない中で、「釜石の奇跡」に象徴される平素の防災教育・訓練の成果や自助・共助の重要性が改めて認識されました。

　このような大規模災害の発災時における公助の限界と地区住民等の自助・共助の重要性を踏まえ、平成２５年６月に災害対策基本法（以下、「災対法」という。）が改正され、市町村の一定の地区内の居住者や事業者（以下、「地区居住者等」という。）による自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が創設されました。

　本制度は、市町村の判断で地区防災計画を市町村地域防災計画に規定するほか、地区居住者等が、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる仕組みを定めています。

　市は、平成２５年の災対法改正を受けて平成２６年度に市地域防災計画を改定し、重点を置くべき事項に「市地域防災計画への地区防災計画の位置づけなどによる市と地区居住者等との連携強化」を明記しました。しかしながら、本制度の趣旨が地区居住者等に十分に理解されていないこともあり、平成３０年度までに１件も計画提案はなされていません。市は、それぞれの地区の特性を踏まえた自主的な地区防災計画の作成を促すことを目的として「地区防災計画作成マニュアル」を定めることにしました。

　本マニュアルは、地区居住者等の皆さまが地区防災計画を作成・提案しようとする場合に参考にしていただけるよう、どのように進めていけばよいのか、酒田市が考える地区防災計画の内容・項目はどのようなものかなどを記載しました。

**１　地区防災計画作成の基本方針**

**（１）地区防災計画は、地区居住者等からの提案が基本です。**

　　　災対法第４２条の２では、「地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。」と規定されています。

　　　市では、地区防災計画が自助、共助を中心とした地区防災計画であることを踏まえ、地区居住者等が地区防災計画（案）を自主的に作成・提案すること（以下、「計画提案」という。）を基本方針とします。

**（２）地区防災計画は、自治会等の地区コミュニティ活動の実績が認められる範域が対象です。**

地区防災計画が対象とする範域については、災対法に特段の定めはありませんが、当該計画の目的や定める内容等から、平時より地区コミュニティ活動が行なわれている自治会等の一定のまとまりのある範域を対象とする必要があります。更に、平常時の防災訓練や避難所となる小中学校を含む避難訓練の内容などを考慮して、範域を決定することが望ましいといえます。

**（３）地区防災計画に定める内容は、内閣府の地区防災計画ガイドライン等を参考に作成する。**

地区防災計画の項目例（地区防災計画ガイドライン（内閣府）より）

１　計画の対象地区範囲

　　　　〇〇区△△学区（町内会）等

２　基本的な考え方

（１）基本方針（目的）

（２）活動目標

（３）長期的な活動計画

３　地区の特性

（１）自然特性

（２）社会特性

（３）防災マップ

４　防災活動の内容

（１）防災活動の体制（班編成）

（２）平常時の活動

（３）発災直前の活動

（４）復旧・復興期の活動

（５）市町村等、消防団、各種地域団体、ボランティア等との連携

５　実践と検証

（１）防災訓練の実施・検証

（２）防災意識の普及啓発

（３）計画の見直し

既に防災計画を作成されている自主防災組織等は、内閣府の地区防災計画ガイドラインの地区防災計画の項目例に沿って新たに地区防災計画を作成することになりますが、計画の内容については自由に決めることができるため、項目例にこだわる必要はなく、必要な事項は追加、必要でない事項は削除しても構いません。地区の実情に即した地域密着型の計画として作り上げて下さい。

　　　なお、内閣府の地区防災計画ガイドラインを参考に酒田市が考えている標準的な項目・内

容は下記のとおりであり、これを基に作成した「地区防災計画（一例）」を参考資料として本

マニュアルに添付しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　　　容 |
| 計画の対象範囲 | ・防災活動が実践できる範囲を指定します。 |
| 計画の目的・目標 | ・地区における防災活動の課題を整理することで目的を明確にし、　課題を解決するための具体的な目標を設定します。 |
| 地区の特性と想定される災害 | ・地区における過去の災害事例やハザードマップを参考にして地区の自然特性や社会特性を明らかにして記述します。・防災まち歩きを行い、視覚的に地区の特性を把握するために防災マップを作成します。 |
| 地区の防災体制 | ・防災体制（自主防災組織など）について記述します。・活動体制（班単位での活動内容）について記述します。 |
| 具体的な防災活動 | ・平常時に実践する防災活動について定めます。・災害時に実践する防災活動について定めます。 |
| 計画の見直し | ・防災訓練の検証結果などを踏まえ、作成した計画の内容について　定期的に見直しを行なうよう定めます。 |

**２　計画作成の進め方と留意事項**

（１）市（危機管理課）への相談と連携

　　　地区防災計画を作成しようとする場合、まず市に相談して下さい。防災に関する資料を提供すること、地区からの依頼を受けて出前講座で説明したり、開催する検討会などに出向いて計画作成の助言をすることも可能です。地区防災計画は、地区居住者等からのボトムアップの提案制度ですが、できれば作成段階から市と連携しながら提案していただきたいと思います。

（２）計画の対象範囲の決定

　　　計画の対象範囲を適切に決定することは、地域コミュニティにおける共助の推進という地区防災計画の目的を達成するために重要です。市は、学区単位、コミュニティ振興会単位、自治会（自主防災組織）単位、共同住宅単位、事業所単位などが対象範囲として適切であると考えており、基本的に住んでいる地区、勤務している地区が対象範囲となります。

（３）地区の特性を知る（現状を把握する）

　　　計画の対象範囲が決定した後は、地区の特性を知ることが重要です。この地区は、過去にどのような災害に見舞われているのか、今後はどのような災害が想定されているのか、居住（勤務）している人はどのような年齢層が多く、災害時に支援を必要とする人はどのくらいいるのか、危険箇所はどこで、避難経路をどう選定すべきかなどを明らかにすることにより、平常時や災害時になすべき行動が見えて来ます。

　　ア　自然特性の把握

　　（ア）過去の災害

　　　　　当該地区において、過去にどのような災害に見舞われ、どの程度の被害があったのかを調べることにより、想定すべき災害が明らかになります。

　　　　・地域の災害史を調べる。

　　　　・地域の災害を経験した人に話しを聞く。

　　（イ）各種マップ

　　　　　　　市は、各種ハザードマップを作成・配布し、インターネットでも見られますので、被害想定や避難場所などの情報を把握することが出来ます。

　　　　　　　防災：酒田市公式ウェブサイト

　　　　　　　<http://www.city.sakata.lg.jp/bousai/bousai/>index.html

　　　　　　　・酒田市津波ハザードマップ

・酒田市洪水ハザードマップ

　　　　　　　・酒田市の土砂災害ハザードマップ・土砂災害警戒区域等指定状況

　　　　　　　・酒田市ため池ハザードマップ

　　　　（ウ）防災まち歩き

　　　　　　　上記の（ア）、（イ）で調べた地区の過去の災害や被害想定を踏まえつつ、あらためて危険箇所（地震発生時に建物等が倒壊しそうな場所、津波の浸水被害を受けそうな場所、豪雨時にがけ崩れが起きそうな場所や河川の氾濫等により浸水被害が発生しそうな場所、火災時に燃え広がりそうな場所など）、地区の避難経路、指定緊急避難場所、指定避難所の実態を昼間と夜間それぞれ実際にまち歩きして確認しておくことが重要です。

　　　　　　　まち歩きをする場合は、対象範囲を歩きながら地図に危険箇所や防災施設等を記入し、

　　　　　　必要に応じて写真を撮ったり、メモを取ります。

　　　　（エ）地区防災マップの作成

上記（ウ）で調べた情報をもとに地区防災マップを作成し、より多くの人に地区の安全な場所や危険な場所を認識してもらい、安全な場所に避難する方法等について検討するのに使用します。

　　イ　社会特性の把握

　　　　社会特性は、地区ごとに違いがあるのは当然であり、ファミリー世代が多いのか、高齢者が多いのか、どのような企業があるのかなどを調べることで、災害時に実際に活動できる人がどれくらいおり、協力してもらえる企業はあるかどうかを把握します。

　（４）平常時・災害時の活動の検討

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 検討項目 | 平常時 | 災害時 |
| ① 活動体制 | 平常時の役割分担 | 災害時の役割分担 |
| ② 初動対応 | 自主防災訓練 | 自助、共助 |
| ③ 避難行動 | 災害種別ごとの避難場所及び避難経路の確認 | 災害種別ごとの避難行動 |
| ④ 指定避難所開設・運営 | 指定避難所開設・運営訓練 | 自主運営 |
| ⑤ 備蓄物資 | 家庭内備蓄及び避難所内の備蓄物資の把握 | 備蓄物資の活用 |
| ⑥ 各種地域団体との連携 | 顔の見える関係 | 役割の整理 |

　　　①　活動体制

　　　　　地区防災計画を作成するための代表的な組織としては、自主防災組織（自治会）が考えられます。この組織の中で各メンバーの平常時、災害時における役割をできる限り決めておくことが有効です。

　　　②　初動対応

　　　　　災害発生時には、早期に出火防止、初期消火、救出・救助、避難等の初動対応を適切に行なうことが重要です。大規模災害時には、公助が市全域に行き届かないことも考えられます。そこで重要になってくるのが自助や共助です。初動対応の方法について話し合いを行なうことや、近隣の自主防災組織と連携して防災訓練に参加することも効果的です。

　　　③　避難行動

　　　　　災害によっては、避難が必要になる場合もあります。想定される災害によって異なる避難経路を選定したり、代替の経路を検討しておくことで円滑な避難が可能となります。

　　　　更に、避難することが困難な要配慮者（避難行動要支援者）（以下、「要配慮者」と記述。）の避難方法を事前に検討しておくことも重要です。

　　　　　しかしながら、災害が発生したら絶対に指定緊急避難場所や指定避難所に避難しなければならないというわけではありません。自宅の安全が確保されていれば、自宅で避難（在宅避難）することも一つの避難方法です。災害時には、できる限り在宅避難ができるように食料等の備蓄、家具の固定、自宅の耐震化等、しっかりと自助を行なっておくことが大切です。

　　　④　指定避難所の開設及び運営

　　　　　指定避難所は、避難者自身が市職員と施設管理者の支援を受けて自主運営することになります。酒田市は、避難所運営マニュアルを作成していますので、これを参考に避難所を開設し運営することになります。

　　　⑤　備蓄物資

　　　　　酒田市は、小中学校等の指定避難所に備蓄物資を分散備蓄しています。地区内の指定避難所の備蓄物資や地域で準備した備蓄物資を把握することで、地域の実情、活動体制を踏まえて、どのような備蓄物資が必要か検討することが大切です。

　　　　　更に、個人では自宅において最低３日分（推奨１週間分）の備蓄をお願いしています。

　　　⑥　各種地域団体との連携

　　　　　大規模な災害が発生した場合、地区の広範囲で被害が発生することが予想されます。そこで、消防団、ボランティアセンターなどの各種地域団体と連携することが非常に重要になります。平常時から顔の見える関係を築き、各々の役割を整理することで、いざとうとき円滑に連携することが可能になります。

**３　地区防災計画（案）の作成**

前記の検討内容や留意事項を踏まえて、地区防災計画（案）を作成します。

地区防災計画作成マニュアル参考資料　「地区防災計画（一例）」を参照

**４　計画提案の手続き**

（１）計画提案の流れ図

　　　【地区】　　　　　　　　　　【市】　　　　　　　　　　　【防災会議】

地区防災計画（案）

の作成支援・連携

地区防災計画（案）

の作成

市地域防災計画に定めるか否かの審査

提案書の提出

（必要書類等添付）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　《是》　《否》　審議事項※

是否の回答

再検討

市地域防災計画に

地区防災計画を規定

※・計画作成に関して地区居住者等の間で合意や理解がなされているか

・対象地域の範囲が明確になっているか

・活動の目的、目標が決まっているか

・地区の特性（自然特性及び社会特性）を把握しているか

　　　　　・各種ハザードマップを参考としているか

　　　　　・平常時、災害時の活動を検討しているか

　　　　　・計画の見直しについて規定しているか

　　　　　・酒田市地域防災計画に抵触していないか

（２）計画提案に必要な書類

　　① 地区防災計画提案書

　　② 地区防災計画（案）

　　③ 当該地区居住者等であることを証明する書類

　　　ア　提案者が居住者の場合

　　　　　住民票、運転免許証の写し、各委嘱状の写しなど

　　　イ　提案者が法人の場合

　　　　　登記事項証明書など

（３）提出期限

　　　原則として、毎年１２月１５日までに受理した提案書については、その年に開催される防災会議に付議します。

（４）提出先

　　　酒田市役所４階の総務部危機管理課まで持参して下さい。

（５）審議結果の通知等

　　　防災会議は、提案を受けた地区防災計画を地域防災計画に定めるか否かを審議して、その結果を提案者に通知します。認められた地区防災計画は、酒田市地域防災計画の資料編に計画名や作成年度等を掲載します。

　　【掲載例】

　　　地区防災計画一覧

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 地区名 | 計画名 | 作成年度 | 備考 |
| 〇〇 | 〇〇 | 〇〇地区防災計画 | 令和〇〇年度 |  |

**５　地区防災計画の見直し**

（１）計画の見直し

　　　計画は、社会情勢に変化など必要に応じて適宜見直して下さい。当初計画と見直した計画に大きな差異が生じた場合（ここでいう見直しには、役員の変更などは含みません。）には、市に変更した内容を報告して下さい。（再度、防災会議での検討が必要になる場合があります。）

（２）再度の計画提案

　　　計画の見直しにかかる再度の「計画提案」の手続きについては、前記４の方法に準じます。

**６　地区防災計画の作成・運用に係る市の支援**

（１）地区防災計画や地区防災マップの作成支援

出前講座の制度を活用して支援します。

（２）地区防災訓練の実施支援

　　ア　市職員の派遣

　　　　地区の防災訓練の実施に市職員を派遣し、訓練の進行等についてアドバイスするととも

　　　に、地区と行政との連携についても協力します。

　　イ　訓練用資機材の貸与等

　市は、地区が防災訓練を実施するに際して必要と認められる場合、保有する訓練用資機材及び備蓄食糧など貸与又は供与します。

様式

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和〇〇年〇〇月〇〇日

酒田市防災会議会長

酒田市長　丸　山　至　様

印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　提案者　〇　〇　〇　〇

　　　　　　　　　　　　　　地区防災計画提案書

　　災害対策基本法第４２条の２第２項の規定に基づき、酒田市地域防災計画に下記の地区防災計画を定めていただきたく、必要書類を添えて提案します。

記

１　計画名称

〇〇地区防災計画

２　提案者

　（１）氏名（法人名）

（２）住所（所在地）

（３）連絡先（電話番号）

３　添付書類

（１）〇〇地区防災計画（案）

（２）資格証明書類

　　　　・提案者が居住者の場合

住民票、運転免許証の写し、委嘱状の写しなど

　　　　・提案者が法人の場合

登記事項証明書など

地区防災計画作成マニュアル参考資料

　　　　　　　　　　地区防災計画（一例）

　　　　　　　　　　　　　 令和〇〇年〇月

　　　　　　　　　　　　〇〇自主防災会

**１　計画の対象範囲**

　「〇〇地区防災計画」は、下記の地区を対象として定めます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 〇〇町 | 〇丁目、〇丁目～〇丁目 |  |
| 〇〇町 | 〇丁目 | 〇番地～〇番地 |
| 〇〇町 | 〇丁目 | 〇番地を除く |
| 〇〇町 | 〇丁目～〇丁目 |  |

**２　計画の目的・目標**

　（地区の課題：１００年前の〇〇川の氾濫及び８０年前の○○地震以外、大きな災害に見舞われたことがないため、住民の防災意識は低く、自主防災組織はあるものの防災訓練等はほとんど実施されていないことに加え、要配慮者の比率が高く、避難行動に難がある。）

　目的

　　自助と共助の重要性を理解することで防災意識を高め、防災訓練等を通じて地区の防災力の維持・向上を図る。

　目標

　　要配慮者の避難を支援する仕組みを構築するとともに、防災に関する識能を高めて、人的被害の極限と逃げ遅れゼロを目標とする。

**３　地区の特性と想定される災害**

（１）地区の特性

　　　防災マップなどから、地区の地形的な特徴や地区で災害が発生しそうな場所など、災害に関する情報を記載します。

　　（例）

　　　・高低差の少ない平地に家屋等が多い地区である。

　　　・山麓部の住宅地で斜面が多い地区である。

　　　・埋め立てにより形成された地区である。

　　　・地区東部に土砂災害危険箇所がある。

　　　・西側が〇〇海に面している。

　　　・〇〇川が１００年前に大雨で氾濫したことがある。

　　　・８０年前の地震で噴砂が数箇所で確認されている。

（２）想定される災害

　　　地区の特性に合わせ、想定される災害（被害の状況）を記載します。

　　（例）

　　　◆ 集中豪雨（ゲリラ豪雨）や台風による災害

　　　　・〇〇川の氾濫や堤防の決壊、〇〇橋の損壊

　　　　・地区北部（〇〇町、〇〇町）で家屋への浸水

　　　　・地区西部（〇〇町）でがけ崩れ

* 地震、津波による災害

　　　　・家屋の倒壊や火災

　　　　・地区西部（〇〇町）でがけ崩れ

　　　　・地区全域で液状化

　　　　・地区南部（〇〇町、〇〇町）が津波による浸水

* 暴風（竜巻など）による被害

　　　　・家屋や電柱の倒壊

**４　活動内容**

（１）平常時の取り組み

　　　いざというときに地区の力が発揮できるよう、地区のみんなで協力して防災活動に取り組みます。

　　ア　防災知識の普及

　　　　防災対策では、地区住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要です。地区住民への防災知識の普及や啓発活動を行います。

　　イ　地区の安全点検

　　　　防災の基本は、自分たちの住むまちを知ることです。地区の危険な場所や防災上問題のある場所など確認し、改善の働きかけなどを行います。

　　ウ　防災資機材の整備

　　　防災資機材は、災害発生時に役立ちます。地区で防災資機材を整備し、日頃の点検や使い方を確認します。

　　エ　防災訓練

　　　　防災訓練は、いざというとき、あわてず、的確に対応するための欠かせない活動です。地区住民に積極的な参加を呼び掛けて、訓練を行います。

（２）災害時の取り組み

　　　災害時は、負傷者の発生や火災など様々な事態が発生する可能性があります。公共機関とも連携しながら、みんなで力を合わせて被害の軽減に向けて活動します。

　ア　情報の収集・伝達

　　　　公共機関などから正しい情報を収集し、地区住民に伝達します。また、地区の被災状況や火災発生状況などを取りまとめ、防災機関へ報告します。

　　イ　救出・救助活動

　　　　自分自身がケガをしないよう注意しながら、みんなで協力して負傷者や家屋の下敷きになった人の救出・救助活動を行います。

　　ウ　初期消火活動

　　　　消防車が到着するまでの間、火災の延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行います。

　　エ　医療救護活動

　　　　医師の手当が受けられるまでの間、負傷者の応急手当をして、救護所へ搬送します。

　　オ　避難誘導

　　　　地区住民を安全な場所などへ誘導します。

　　カ　給食・給水活動

地区で必要な物資を把握し、公共機関とも連携しながら、必要に応じて炊き出しなどの給食・給水活動を行います。

（３）要配慮者への支援

　　　災害時に大きな被害を受けやすいのは、要配慮者です。要配慮者を災害から守るため、みんなで協力しながら支援を行なって行きます。この取り組みを着実に進めるため、個別計画を定めることが重要です。

　　ア　要配慮者の身になって、防災環境の点検・改善を行なう。

　　　　目や耳の不自由な人にも、警報や避難情報がきちんと伝えられるか、避難経路等に障害物や危険な場所はないかなどを点検し、改善に努めます。

　　イ　避難するときは、しっかり誘導する。

　　　　隣近所の助け合いが重要です。一人の要配慮者に避難支援者を複数決めておきます。

　　ウ　困ったときこそ温かい気持ちで接する。

　　　　非常時こそ、不安な状況に置かれている人に優しく接する必要があります。困っている人や要配慮者には、思いやりの心を持って接します。

　　エ　日頃から積極的にコミュニケーションを図る。

　　　　いざというときに円滑に支援ができるよう、日頃から積極的に要配慮者とコミュニケーションを図ります。

**５　地区の防災体制**

（１）防災体制

|  |  |
| --- | --- |
| 組織名称等 | 地区の状況 |
| 〇〇自主防災会 | 世帯数：住民数： | 事業所数：従業員数： |  |
| 組織の体制 | 役　　員 | 電話番号 |
| 会長 | 〇〇〇〇 |  |
| 副会長 | 〇〇〇〇 |  |
| 〇〇部長 | 〇〇〇〇 |  |
| 〇〇部長 | 〇〇〇〇 |  |
| 〇〇部長 | 〇〇〇〇 |  |
| 〇〇部長 | 〇〇〇〇 |  |
| 〇〇部長 | 〇〇〇〇 |  |
| 避難場所等 | 施設名 | 管理者 | 電話番号 |
| 〇〇集会所 |  |  |
| 〇〇小学校 |  |  |
| 〇〇中学校 |  |  |
| 〇〇会館 |  |  |
| 〇〇ビル |  |  |
| 避難経路 | 地区防災マップのとおり |
| 緊急時の連絡先 | 連　絡　先 | 電話番号 |
| 酒田市総務部危機管理課 |  |
| 酒田地区広域行政組合消防本部 |  |
| 酒田市消防団第○分団 |  |
| 酒田警察署 |  |
| ○○交番 |  |
| 酒田市上下水道部 |  |
| 東北電力（酒田電力センター） |  |
| ＮＴＴ東日本 |  |
| 酒田天然ガス |  |
| 災害用伝言ダイヤル（録音時） |  |
| 災害用伝言ダイヤル（再生時） |  |
| その他特記事項 |  |  |

（２）活動体制

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　班編成（例）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 班　名 | 班長等 | 平常時の役割 | 災害時の役割 |
| 総務班（本部） | 班長〇〇〇以下〇名 | 全体調整関係機関との事前調整防災資機材の点検 | 全体調整関係機関との調整被害・避難状況の全体把握 |
| 情報班 | 班長〇〇〇以下〇名 | 啓発・広報 | 公共機関等からの情報収集・伝達 |
| 消火班 | 班長〇〇〇以下〇名 | 消火器等の整備 | 消火器・バケツリレーなどによる初期消火 |
| 救出・救護班 | 班長〇〇〇以下〇名 | 救出・救護器具の整備 | 負傷者の救出・応急手当・救護所等への搬送 |
| 避難誘導班 | 班長〇〇〇以下〇名 | 避難経路の点検 | 住民の避難誘導 |
| 給食・給水班 | 班長〇〇〇以下〇名 | 各世帯の備蓄の奨励と給食・給水器具の整備 | 炊き出し等の給食・給水活動 |
| 福祉班 | 班長〇〇〇以下〇名 | 要配慮者支援体制の整備 | 要配慮者への支援 |

（注１）防災資機材は、市の助成制度を活用しながら継続的に整備するものとする。

　　　　防災資機材の一覧表を作成し、添付しておくのも一案である。

（注２）各班の構成を明確にするために班員の連絡網を作成しておくのも一案である。

６　地区防災訓練の実施と地区防災計画の見直し

　　災害発生時に、地区住民が地区防災計画に基づいた適切な行動ができるよう、市とも連携しながら、以下の訓練を組み合わせた地区防災訓練を毎年度実施する。

　（１）防災講習会

　（２）避難訓練（要配慮者の支援を含む。）

　（３）情報収集・伝達訓練

　（４）消火・救護訓練

　（５）給食・給水訓練

　（６）避難所運営訓練

　　訓練実施後は、訓練結果を検証して次回の訓練に反映するなど、定期的に訓練内容を見直し、必要があれば地区防災計画の見直しを行うものとする。

７　地区防災マップ

　（記載する情報の例）

　・指定緊急避難場所、指定避難所

　・危険な場所

狭い道、ブロック塀、自動販売機（転倒の恐れ）、電柱（トランス）、古い家、崖など

　・消防署、警察署（交番）

・消防ポンプ車庫、消火栓、防火水槽、防災資機材庫

・要配慮者世帯

**〇〇地区防災マップ（一例）**





▲

▲

▲

★

★

★

★

★

★

★

★

☆

**ロイヤルネット**

**ワーク㈱**

**浜田コミセン**

★

**△**

**△**

**△**

**△**

**△**

**△**

△

**△**

**△**

**△**

**△**

**△**

△

△

**△**

**△**

**△**

**△**

**△**

**△**

**△**

**△**

**△**

△

**△**

**◆**



▲









　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　

**《凡例》**

**災害時に役立つ施設・場所　　　災害時に注意が必要な場所等**

**（避難場所）**

**浜田小グラウンド**

**浜田コミセン駐車場**

**酒田南高駐車場**

**ロイヤルネットワーク㈱**

**狭い道**

**ブロック塀**

**△　電柱（トランス）**

**▲　古い家**

**★　自販機（転倒の恐れ）**

　**交番**

**消防ポンプ車庫**

**●　消火栓**

**◆　防災資機材庫**

**指定緊急避難場所**

　**指定避難所**

**（避難所）**

**浜田小、浜田コミセン**

**酒田南高**

《問い合わせ先》

酒田市総務部危機管理課

危機管理係

〒998-8540

 酒田市本町二丁目２－４５

Tel：0234-26-5701

Fax：0234-22-5464

E-mail：kikikanri@city.sakata.lg.jp